

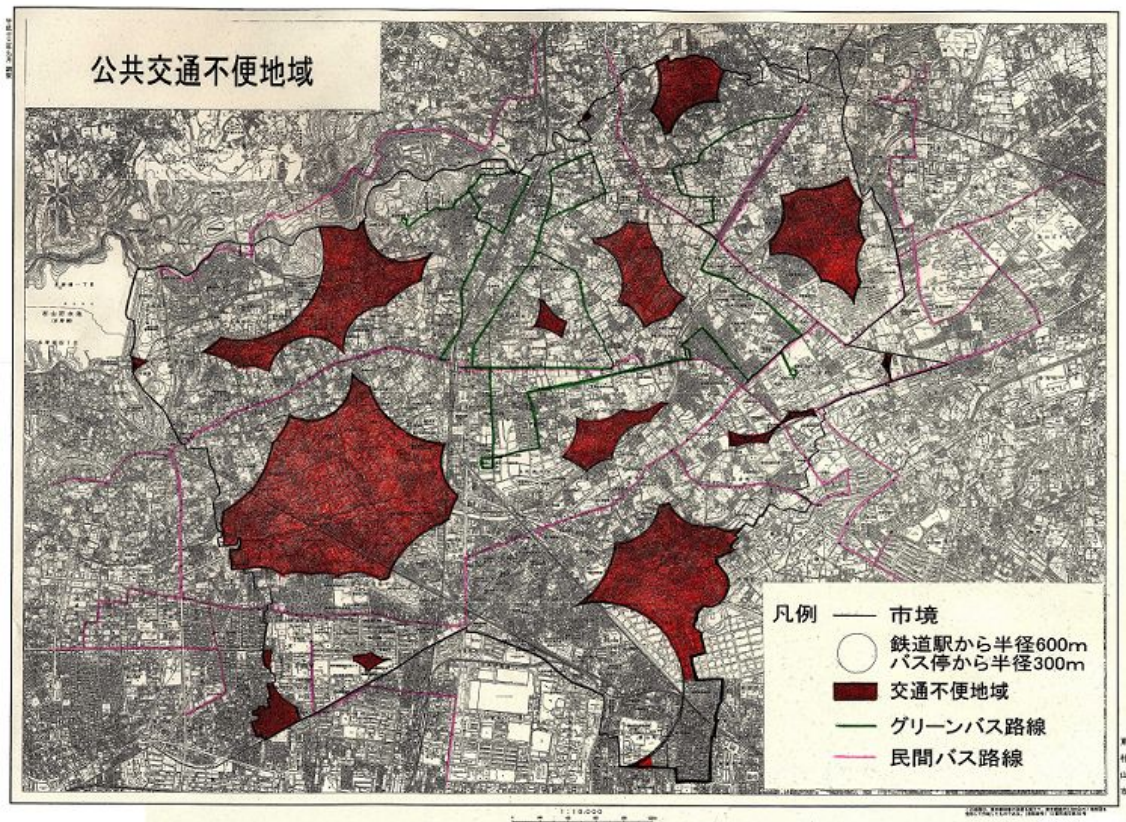
公共交通に対する基本的な考え方（案）

1 基本方針

市内の公共交通ネットワークが充実し、誰もが外出しやすく、不便を感じさせない交通網により、賑わい・活気のある街づくりを目指す。

民間路線バス事業者による更なる路線拡大を求める。

地域のニーズを調査し、地域に合った交通手段の確保を進めていく。



参考図：公共交通不便地域図

2 具体的方針

既存コミュニティバス路線

平成22年9月に実施した乗降調査の結果から、利用者の少ないバス停や、乗車数の少ない時間帯及び、利用者の多いバス停や区間がわかった。今後、より利用者増が見込める路線を目指し、運行ルート、運行ダイヤ、運賃等について再整理し、行政負担を極力軽減した持続可能な路線の変更を視野に入れた見直しを行う必要がある。新規路線と同様に、地域住民の意見を取り込み、利用しやすい運行を目指す。

下記に対象地域への手法と条件（案）を示す。

- ・乗降調査やニーズ調査の実施
- ・市と地域の懇談会の実施

新規路線

公共交通網のない地域を中心に、地域住民（市民、商工会、商店会、事業者、自治会、各種団体等）が地域公共交通の構築を目指す。運行までには、地域のニーズやルート等について調査を行い、ルートやバス停の位置、サービスの内容などを、地域が一体となって実現に向けて詳細検討し、運行計画案を作成する。

下記に地域住民の組織方法（案）を示す。

住民発意型	地域住民が自発的に検討会を立ち上げる
-------	--------------------

下記に対象地域の抽出方法と条件（案）を示す。

- ・駅から600m、バス停から300mの円からはずれた交通不便地域、または高低差が大きな地域や、運行本数が極端に少ない地域
- ・市へ要望書や陳情等を提出していた地域及び、その他必要とする地域
- ・乗合バス事業または乗合タクシー事業
- ・地域での合意形成が取れたものから、地域公共交通会議へ諮問する
- ・市の負担額を設ける

本運行までの流れ

会を立ち上げる
・役割分担
・目標を決める

ニーズを把握する

検討課題の精査
・ルート
・料金
・交通手段
・バス停の位置
・運行時間

試走してみる

事業者を選ぶ

運行経費と収入予測をする

実証実験を行う

検証する

本運行へ

3 地域公共交通会議

地域公共交通会議は、道路運送法に位置づけられる会議である。

地域公共交通会議は、具体的な検討する場であり、また、その手続きをしていく場でもある。

地域公共交通会議の内容は、路線の新設や変更、停留所の設置、運賃の設定等となる。会議の中で合意形成ができれば、国土交通省の手続きの標準処理期間の短縮が可能となる。

会議の構成員は、道路運送法施行規則第9条の3で規定されている。第1項で、会議を主催する市町村長、地域住民・利用者、運行事業者並びにその組織する団体（バス協会）、運送事業者の運転手が組織する団体、運輸局等と規定している。また、第2項に、道路管理者、交通管理者、学識経験者等となっている。

「東村山市公共交通を考える会」では、より良い地域公共交通の実現に向け取り組むには、合意形成が図れる地域公共交通会議の設置を求める。